

川 監 委 収 第 2 4 5 号

平 成 3 0 年 2 月 1 3 日

請 求 人 様

請求人代理人 様

請求人代理人 様

川越市監査委員 牛 窪 佐千夫

同 石 川 隆 二

同 新 井 喜 一

同 三 上 喜久蔵

川越市職員措置請求の監査結果について（通知）

平成29年12月21日付けで提出された川越市職員措置請求について、監査した結果を地方自治法第242条第4項の規定により、次のとおり通知する。

第1 請求の受理

本件請求は、所定の法定要件を具備しているものと認め、これを受理した。

第2 監査の実施

1 代理人の陳述並びに証拠の提出

地方自治法第242条第6項の規定に基づき、平成30年1月15日、請求人に対して陳述の機会を付与し、代理人2名が出席した。

なお、新たな証拠の提出はなかった。

(1) 請求の要旨

川越市職員措置請求書（以下「請求書」という。）及び事実を証する書面（事実証明書等）並びに代理人の陳述に基づき、本件請求の要旨を次のように解した。

市道 5 5 6 5 号線（以下「本件市道」という。）の認定は、川越市道路線認定基準（以下「認定基準」という。）を逸脱して違法である。市道認定したことによる財産的損害（工事費用）及び不要な空き地を購入したことによる財産的損害（管理費用）は、不法行為によって生じた損害にもかかわらず、市は損害賠償請求権の行使を怠っている。不法行為者である元市議会議員（以下「A氏」という。）や市長を含む関与した市職員に工事費用及び管理費用を負担させることを求めるものである。

(2) 請求の理由

ア 認定基準によれば、市道は、第 2 条(1)の規定に基づき、一般交通の用に供する状態にあることを要し、同条(3)の規定に基づき、原則として公道から他の公道に接続していることを要するとしているが、本件市道は、不特定多数の人が必要とするものではないことから、同条(1)の規定には該当していない。また、公道から他の公道に接続しておらず、道路の公共性を高めていないことから、同条(3)の規定にも該当していない。

イ 認定基準第 2 条の規定を満たしていなくても、それに準ずるものであれば、同基準第 3 条の規定による認定の特例として、公共的若しくは公益的見地から認定できると考えるが、本件市道は、A氏宅及び（略）甲番地乙に住む者（以下「B氏」という。）の個

人宅に出入りする者が利用するだけのものであることから、同基準第3条の規定にも該当しておらず、認定基準の要件を満たさないことは明らかであり、また、最初から分かっていたことでもあるので、市長が市道認定したことは、明らかに認定基準を逸脱し、違法である。

ウ 市は、平成24年3月23日に本件市道の道路工事費用金2,764,618円を含む金3,928,050円を業者へ支出したが、市が負担することになったのは、A氏、市長、市職員らの不法行為によるものであることから、その費用は同人らに負担させるべきである。

エ 当該支出は財務会計上の行為から1年以上経過しているが、A氏と市職員の不法行為によって生じた損害であるから、市が損害賠償請求権の行使を怠っている状態（真正怠る事実）であり、1年の制限を受けない。

オ 空き地である（略）甲番地丙（以下「本件空き地」という。）については、市が、川越市土地開発公社（以下「公社」という。）から代替地として取得し整備した区画の1つであるが、そこをB氏の代替地とすれば良かったにもかかわらず、（略）甲番地乙を代替地とし、本件空き地が塩漬け土地として残ってしまったことは、代替地を取得した当初からわかっていたことであり、結局、本件空き地の管理費用が無駄な出費として支出され続けることになった。

カ 市は、平成29年4月11日に本件空き地の管理のために金321,300円を業者に支出したが、市が負担することになっ

たのは、市長がA氏の個人宅の出入りのために本件市道を作ることにした不法行為によるものであることから、その費用はA氏、市長、市職員らに負担させるべきである。

(3) 請求書の誤記の削除

陳述の際、代理人より削除の申し出があり、請求書2ページ目の項目「(3)市道認定の違法性」のうち、下から2行目の「本件土地3」の「3」を削除した。

2 監査対象部局の選定及び関係職員の陳述の聴取等

監査対象部局について、請求の要旨から判断した結果、以下のとおり選定し、関係資料の提出を求めて調査を実施するとともに、平成30年1月15日、関係職員の陳述の聴取を実施した。

(1) 監査対象部局及び聴取した関係職員

ア 監査対象部局

財政部管財課

建設部建設管理課、同部用地課

イ 聴取した関係職員

財政部副部長、管財課長、同課副主幹、同課主査

建設部長、建設管理課長、同課副課長、用地課長

(2) 関係職員の陳述等の要旨

監査対象部局への調査及び監査対象部局から提出された資料並びに関係職員の陳述に基づき、陳述等の要旨を次のように解した。

ア 本件市道について

本件市道は、市が川越都市計画道路事業3・4・16号寺尾大仙波線（以下「寺尾大仙波線」という。）の道路整備事業において、事業の進捗のために事業用地提供者へ提供する目的で取得した事業用代替地の有効利用を図るため、代替地内に整備した道路である。（略）甲番地丁及び乙並びに本件空き地に接し、また、A氏が所有する（略）甲番地戊に接している。

イ 本件市道が認定された経緯と理由について

平成22年1月6日に（略）甲番地を所有する土地所有者C氏ほか2名（以下「C氏等」という。）より、公有地の拡大の推進に関する法律第5条第1項の規定に基づいて、（略）甲番地に係る土地買取希望申出書が市に提出された。

市は、寺尾大仙波線の道路整備事業における事業用地提供者であり、（略）甲番地の西側に隣接する土地所有者（以下「D氏」という。）より、その一部を代替地として取得したい旨の要望があったこと、また、他の3件の事業用地提供者より、近隣の代替地を取得したい旨の要望があったことから、寺尾大仙波線の道路整備事業の進捗を図るために、公社に当該土地の一部の取得を依頼した。公社は、C氏等が（略）甲番地を分筆した土地である（略）甲番地己（本件市道、本件空き地並びに（略）甲番地丁及び乙に分筆する前の土地）を平成22年3月16日にC氏等から取得し、市は、平成23年11月1日に公社から取得した。そして、D氏を除く3件の代替地として整備するに当たり、建築基準法第43条第1項の規定に基づく接道要件を満たすため、必要な面積と当時の土地の使用状況を考慮したうえで、3区画の宅地が接道するよう進入路を配置することとした。

本件市道は、限られた代替地の中で、その用地及び道路を確保する必要があったこと、寺尾大仙波線の道路整備事業の進捗とその後の土地利用を含めた公益性がある整備をする必要があったことから、市は、認定基準第3条の規定による認定の特例を適用し、平成23年川越市議会第5回定例会（以下「定例会」という。）において、道路法第8条第2項の規定による「川越市道路線の認定について」を議案上程し、議会は、平成23年12月16日に議決した。同年12月21日、市は、市道認定及び区域決定に関する告示を行い、工事請負業者による工事を実施して、平成24年3月23日に工事費用を支出し、同年4月30日に供用開始に関する告示を行った。

ウ 本件空き地について

本件空き地は、前述の本件市道と同様、市が寺尾大仙波線の道路整備事業において、事業の進捗のために事業用地提供者へ提供する目的で取得し整備した3区画の事業用代替地のうちの1区画である。

エ 本件空き地が残された経緯と理由について

本件空き地は、前述のとおり、3件の事業用地提供者から近隣の代替地を取得したい旨の要望があったことに伴い、代替地を取得し整備していた中で、1件の代替地希望者が、本件市道の認定後に希望を取りやめたことにより生じたものである。

オ 本件空き地の活用方法と維持管理

結果として、1区画が空き地として残ったが、今後も、寺尾大仙波線の道路整備事業に係る事業用代替地に限らず、他の事業用代替地としての売払い等を予定している。

維持管理については、現在、防草シートを張り、また、その敷地に入らないようにするための木杭等を設置しているが、今後も近隣の住環境を阻害することがないように、維持管理を行うところである。

第3 監査の結果

本件請求についての監査結果は、以下のとおりである。

1 本件市道に係る認定及び工事費用の支出の違法性について

本件市道について、市は、寺尾大仙波線の道路整備事業の進捗を図るために、3件の代替地希望者のための代替地が必要であったこと、限られた代替地の中で、その用地及び道路を確保する必要があったこと、道路整備事業の進捗とその後の土地利用を含めた公益性がある整備をする必要があったことから、認定基準第3条により、市道認定を行っていたことが認められる。したがって、請求人が主張する、認定基準第3条に基づく市道認定に理由がないとは言えず、認定基準に逸脱した市道認定であるとは言えない。

また、市道認定の手続きについても、定例会で議決され、市道認定、区域決定及び供用開始に関する告示を行っていることから、違法性は認められない。

道路法に基づく路線の認定は、「円滑な道路交通の確保及び発達という非財務的見地から行われる道路行政上の行為」(東京地方裁判所 昭和55年10月9日判決)であるとされ、また、道路建設工事については、「市道予定地を道路状の形状にすることにより道路整備計画の円滑な遂行・実現を図るという道路建設行政の見地からする道路行政担

当者としての行為（判断）であって、財務会計上の財産管理行為には当たらない。」（最高裁判所 平成2年4月12日判決）とされている。

以上のことから、本件市道に係る認定及び工事費用の支出には違法性があるとは言えず、また、住民監査請求の対象とはならないと判断する。

2 本件空き地に係る管理費用の支出の違法性について

本件空き地について、市は、寺尾大仙波線の道路整備事業において、3件の事業用地提供者から、近隣で代替地を取得したい旨の要望があったことに伴い、3区画の整備を行ったが、1件の代替地希望者が、本件市道の認定後に希望を取りやめたことにより、結果として1区画が残ったことが認められる。

本件空き地は、その後の寺尾大仙波線の道路整備事業や他の事業における代替地として事業用地提供者へ提供できるものであり、活用が見込まれていることを踏まえると、不要な空き地であるとは言えず、また、近隣の住環境の保全を考慮すると、除草等を含めた維持管理に係る費用の支出は必要なものであり、違法性は認められない。

以上のことから、本件空き地に係る管理費用の支出に対する措置請求に理由がなく、措置する必要はないと判断する。